

令和4年 第3回 新富町農業委員会会議録

(令和4年3月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和4年 第3回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和4年3月28日（金）					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和4年 3月28日 午後 1時30分 議長 閉会 令和4年 3月28日 午後 2時00分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	安藝 眞充	○
	2 番	芳野 京子	○	10番	川野 國廣	○
	3 番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4 番	藤井 貞敏	○	12番	長友 保	○
	5 番	水筑 祐子	○	13番	猪俣 忠	○
	6 番	太田 茂	○	14番	井崎 誠	○
	7 番	長友 万藏	○	15番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	○	16番	前田 章男	○
会議録署名委員		6 番 太田 茂 7 番 長友万藏				
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	岩村 伸夫	○			
	補 佐	福重 和泉	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の集積計画承認について
- (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について
- (4) 遊休農地調査に基づく非農地判断の承認について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の集積計画承認について

議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の集積計画承認について

議案第14号 遊休農地調査に基づく非農地判断の承認について

議長 担当委員から、補足説明はありませんか。

安藝 ありません。

議長 つぎにその2について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その2について説明申し上げます。

譲渡人は■■■■さん、譲受人は認定農業者の■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、畑の388 m²、所有権移転で経営規模拡大、反当■■■■円となっております。

次に現地調査について報告します。こちらも耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員から、補足説明はありませんか。

井崎 ありません。

議長 ただ今、議案第11号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 その1について、もう少し詳しく説明をお願いします。

事務局 それでは、担当から補足説明をいたします。

申請者は現在、賃借を含め、耕作地を所有しておりませんが、今回、西都市との同時申請にて、50 a を確保する事となっております。

議長 ほかに質問等はありませんか。

議長 ほかに質問等もないようですので、採決します。
議案第11号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第11号については、申請どおり承認されました。

議長 つぎに、議案第 12 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による所有権移転の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それではその 1 について、関係委員に説明を求めます。

15 番 長友嘉美 委員

長友(嘉) それでは 15 番長友が、その 1 について説明いたします。

譲受人は認定農業者の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、田の 347 m²、公告年月日は令和 4 年 4 月 15 日、対価額は■■■■円で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で、こちらは太田茂委員との共同あっせんです。説明は以上です。

議長 つぎにその 2 について、関係委員に説明を求めます。

14 番 井崎 誠 委員

井崎 それでは 14 番井崎が、その 2 について説明します。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか全 2 筆、畑の合計が 918.69 m²、公告年月日は令和 4 年 4 月 8 日、対価額は■■■■円で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で、山口弘安委員との共同あっせんです。説明は以上です。

議長 つぎにその 3 について、関係委員に説明を求めます。

11 番 中山真一 委員

中山 それでは 11 番中山が、その 3 について説明します。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか全 5 筆、畑の合計 2,927 m²、公告年月日は令和 4 年 5 月 10 日、対価額は■■■■円で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で、山口弘安委員との共同あっせんです。説明は以上です。

議長 つぎにその 4 について、関係委員に説明を求めます。

9 番 安藝真充 委員

安藝 それでは9番安藝が、その4について説明します。

譲受人は認定農業者の■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか全5筆、畑の合計4,793㎡、田の合計3,473㎡、総計12,950㎡、公告年月日は令和4年4月20日、対価額は■■■■■円で10アールあたり■■■■■円、経営規模拡大で、こちらは鬼塚眞理子委員との共同あっせんです。説明は以上です。

議長 つぎにその5について、関係委員に説明を求めます。

9番 安藝眞充 委員

安藝 それでは9番安藝が、その5について説明します。

譲受人は認定農業者の■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■、畑の1,240㎡、公告年月日は令和4年4月20日、対価額は■■■■■円で10アールあたり■■■■■円、経営規模拡大で、こちらも鬼塚眞理子委員との共同あっせんです。説明は以上です。

議長 つぎにその6について、関係委員に説明を求めます。

12番 長友 保 委員

長友(保) それでは12番長友が、その6について説明します。

譲受人は認定新規就農者の■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、田の3,084㎡、公告年月日は令和4年6月10日、対価額は■■■■■円で10アールあたり■■■■■円、経営規模拡大で、藤井貞敏委員との共同あっせんです。説明は以上です。

議長 つぎにその7について、関係委員に説明を求めます。

12番 長友 保 委員

長友(保) それでは12番長友が、その7について説明します。

譲受人は認定農業者の■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■ほか全2筆、田の合計3,088㎡、公告年月日は令和4年4月10日、対価額は■■■■■円で10アールあたり■■■■■円、経営規模拡大で、こちらも藤井貞敏委員との共同あっせんです。

説明は以上です。

議長 ただ今、議案第 12 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

芳野 すみません。その 6 については金額が高いようですが、何か要因はありますか。

長友(保) こちらはハウス込みの金額となっておりますので、そのせいで高くなっております。

芳野 分かりました。

議長 ほかに質問等はありませんか。

議長 ほかに質問等もないようですので、採決します。
議案第 12 号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第 12 号については承認されました。

議長 つぎに、議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用券設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それではその 1 から 39 まで、一括して事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、事務局から説明申し上げます。
その 1 につきましては、譲受人が認定農業者の■■■■■さん、譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■ほか全 2 筆、畑の合計 6,183 m²、公告期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日、使用貸借権設定で経営規模拡大、個別案件となっております。
その 2 につきましては、譲受人が認定農業者の有限会社■■■■■、譲渡人が■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■ほか全 2 筆、畑の合計 3,447 m²、公告期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日、使用貸借権設定で経営規模拡大、個別案件となっております。

その3につきましては、譲受人が認定農業者の有限会社■■■■、譲渡人が有限会社■■■■、申請地は■■■■■■■■ほかに全2筆、畑の合計3,018 m²、公告期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日、使用貸借権設定で経営規模拡大、個別案件となっております。

その4につきましては、譲受人が認定法人の株式会社■■■■、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほかに全2筆、畑の合計3,178 m²、公告期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日、賃借権設定で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、十文字案件となっております。

その5につきましては、譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほかに全3筆、畑の合計1,149 m²、公告期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日、賃借権設定で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で12月末支払い、個別案件となっております。

その6から11につきましては、再設定ですので説明は省略します。

その12から39につきましては、農地中間管理事業の地域及び個別案件となっております。なお、借り手予定者につきましては、別紙様式第7号の2の配分計画案をご覧ください。以上、説明を終わります。

議長 ただ今、議案第13号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。
議案第13号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第13号については承認されました。

議長 つぎに、議案第14号「遊休農地調査に基づく非農地判断の承認について」を議題といたします。

議長 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは事務局から説明申し上げます。昨年の8月23日から26日にかけて、農地パトロールを行っていただきました。その中で、非農地

判定となりうる農地につきましても、担当班の方で確認していただき
きましたので、承認をお願いします。

今回、非農地判断を承認していただくのは、議案書の非農地判断一覧
表のとおりとなっております。

なお、判定の基準といたしましては、対象地が森林の様相を呈している
など、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であり、ま
た、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して
利用することができないと見込まれる土地を、非農地判断の基準とし
ております。以上、説明を終わります。

議長 ただいま議案第 14 号について説明が終わりましたが、質問等はある
みせんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。
議案第 14 号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第 14 号については承認されました。したが
いまして、非農地通知書を関係各所に送付いたします。

議長 以上をもちまして、令和 4 年 3 月 28 日開会の第 3 回新富町農業委員
会定例総会に付議されました案件は、すべて審議終了いたしました。
これをもって閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 4 年 3 月 28 日

会 長 平下 裕敏

署名委員 太田 茂

署名委員 長友 万藏